

# NPO法人グラミーゴ奈良三笠 運営要領

グラミーゴ奈良三笠の運営については、「特定非営利活動法人グラミーゴ奈良三笠定款」に定めるもののほか、当法人の活動に関して以下の運営要領を定める。

## (名称)

- 第1条 当法人の事業の中に次の4つの名称を付与し、事業を行うものとする。
  - (1)グラミーゴサッカースクール
  - (2)グラミーゴ三笠フットボールクラブ
  - (3)グラミーゴ運動広場と称する。

## (目的)

- 第2条 当法人は、地域の人々に対して、スポーツの普及・育成・競技力・指導力の向上に関する事業を行い、青少年の心身の健全な発育、発展及び育成を支援するとともに、地域の中での世代間の交流を醸成し、不特定かつ多数のもの自立的、自発的な社会参加を促進し、地域コミュニティの再生と人間性あふれる心豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。

## (事業)

- 第3条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1)地域イベントへの参加
  - (2)その他、当法人が必要と認める活動

## (会員)

- 第4条 会員とは当法人の目的に賛同し、当法人の入会届を事務局に提出した者とする。

## (入会資格)

- 第5条 会員の入会については、家庭の理解が得られ、入会に同意頂いた男女とする。

## (会費)

- 第6条 (1) 会員は当法人が定める、各事業で定められた入会費、年会費及び月会費等を納入しなければならない。  
(2) 既納の入会費、年会費、月会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## (資格喪失)

- 第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届を提出したとき
  - (2) 当法人が消滅したとき
  - (3) 会費等を滞納又は除名されたとき

## (退会)

- 第8条 会員は、当法人が別に定める退会届を事務局に提出して任意に退会できる。

(除名)

■ 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つける、又は目的に反する行為をしたとき

(会員更新)

■ 第10条 原則として、退会届提出までは会員を自動更新とする。

(費用の徴収)

■ 第11条 事業実施において新たに経費を必要とする場合は、その都度徴収する。

- (1) 費用とその納入方法は別途通知する。
- (2) 納められた費用は退会及び除名しても一切返還しない。

(個人情報の保護)

■ 第12条 (1) 当法人は個人情報を適切に保護、管理する体制を確立し、個人情報の適正な取得、利用および提供に関する規程を定め、これを遵守します。

(2) 当法人は個人情報を取得および利用する場合には、利用目的を明確にし、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に個人情報を取扱います。

(3) 活動内容を保護者の方等に知って頂くため、グラミーゴ奈良三笠ホームページ、facebook等に写真・動画を掲載させて頂くことがありますので、掲載することが出来ない場合は事務局までお申し出ください。

(その他)

■ 第13条 (1) 指導者は事故が起きないよう万全の注意を払う。当法人の活動において発生した不慮の事故による傷害については、スポーツ安全保険の範囲内で対応する。

行き、帰り道での事故等、上記以外の不慮の事故については、当法人は責任を一切負わない。ただし、スポーツ保険の適応は可能な場合があるのでご相談ください。

(2) 会員は当法人の指示に従い、円滑な活動が行えるよう協力する。

付則

- 1 この要領は2012年 4月1日より施行する。
- 2 この要領は2013年11月1日より施行する。
- 3 この要領は2014年11月1日より施行する。
- 4 この要領は2017年 4月1日より施行する。

